

# 茨城の教育

## 教育条件等の改善に関する教育委員会交渉の結果と課題

組合では7月に県立学校の教育条件等の改善に関する要求書を提出し、9月6日と15日に県教委と交渉を実施しました。以下はその内容です。

耐震化は終了、長寿命化改修計画を策定

耐震補強工事は2015年度に終了したので、今後は老朽化した校舎の改築は長寿命化改修計画を策定し、予算要求をしていくということでした。計画は今後になりますが、各学校では校舎の現状などを正確に把握し、改善要求を出していきましょう。今回の職場要求のやりとりでも、最重要課題と学校側から要望があったが、他校との比較で改善の対象校にならなかったという回答がありました。要求して実現しなかったとしても、次年度も最優先課題として要求していくことが改善への近道ではないでしょうか。

スクールソーシャルワーカーの配置

2016年度からスクールソーシャルワーカーの配置が始まりましたが、各学校の活用は進んでいるという回答でした。保護者や生徒の問題で、教員がかかわることに困難がある場合、専門のスクールソーシャルワーカーがかかわることで、改善が進みます。

交渉の中では、個人情報の保護に配慮しながらも今年度の活用事例などを全校に情報提供して、各学校で使いやすいものにしていくことを確認しました。



茨城県高等学校教職員組合

310-0853  
水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075  
fax 029-305-3317  
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

専任司書の配置について

県教委の回答は「学校図書館法の趣旨を踏まえ、配置が促進されるよう働きかけて参りたい」ですが、組合としては、当面7クラス以上の学校と中高一貫教育校には県教委の責任で専任の学校司書を配置することを要求しています。学校司書の配置の問題を学校の校務分掌の問題に矮小化することは、学校図書館法の趣旨にも反することです。この問題では引き続き組合では要求事項にしていきますが、各学校でも専任司書の配置を職場の要求にして管理職に要求していきましょう。

特別支援学校の設置基準の検討

今回の交渉の中で、「特別支援学校の設置基準の検討が茨城県教育委員会も参加している全国教育委員会連合会ではじまったのでその検討状況を見極めながら対応して参りたい」という回答がありました。これは、全教などで設置基準策定の署名や宣伝行動に取り組んだ成果です。秋の教育署名の請願事項にもなっていますので、引

## 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 11月5日(土) 13:30~

会場 県民文化センター(水戸市)

引き続き設置基準策定の取り組みにご協力をお願いします。

スクールバスを10台増車

特別支援学校のスクールバスの増車要求に対して、県教委からは今年も10台増車できるようにしたいという回答がありました。交渉の中で、組合からはスクールバスの乗車時間ではなく、スクールバスを使っただけの自宅から学校までの通学時間を60分以内にするために更なる増車が必要だということを要求しました。

特別支援学校の教師用パソコン整備について

組合では、数年前から特別支援学校で、高校とちがって教師用パソコンが1人1台整備されていないことを問題にして、整備を要求してきました。

今年県教委は、「平成32年度教師1人1台を目標に、段階的に整備を進めている」と回答しました。

組合では、1人1台整備されていないにもかかわらず、県教委の調査などもネットによる回答などが

多くなってパソコン使用の順番待ちのために長時間労働が常態化していることを考えるならば、4年待つのではなく早急に整備していくことを要求しました。

## 過労死等防止対策シンポジウムについて

過労死等防止対策推進シンポジウムは、厚生労働省主催のシンポジウムです。

厚生労働省は、「過労死等防止推進法」が2014年度に成立したことを受けて、2015年度から各県で過労死等防止対策推進シンポジウムを開催してきました。2016年度は、茨城県も含めて44県でシンポジウムが開催されます。

茨城県でのシンポジウムでは、過労死弁護団全国連絡会議幹事長の川人博弁護士が記念講演を行います。

10月になったら、職場にシンポジウムのチラシを送付します。是非、参加してください。

## ストレスチェック実施から見えてきた問題点

当初の計画と異なって9月13日から30日の期間の実施になりましたが、茨城県では9月に全ての高校、特別支援学校でストレスチェックが行われました。

県教委の指示文書では、「勤務時間中に職専免扱いで実施することとなっていました。

9月中の特定の日時を決めて実施した学校と朝会などで検査用紙を配布して、「何日までに実施して提出してください」と呼びかける形で実施した学校があります。

「勤務時間中に職専免扱い」という指示を忠実に遵守するなら、特定の日時を決めて1つの部屋に全員が集合して検査を受けるという形が一番よいのですが、実際にそのような形で実施した学校に聞いてみると以下のような利点があったということです。

①検査当日出張などで学校を空ける教職員には前日の勤務時間中にやってもらったが、開始時間から約1時間はかかったものの、対象者全員の調査用紙を回収できて翌日には発送ができた。

②勤務時間中に職専免で、全員が同じ時間の実施したことで、ストレスチェック実施にほとんど支障はなかった。

③回収が即日100%だったので、提出しない教職員のところを回って「ストレスチェックの結果はまだですか」などと確認する手間は全くなかった。

朝会などで配った場合、ストレスチェックを勤務時間外に実施したり、家に持ち帰って実施した教職員もいたはずですが、これではストレスチェックそのものがストレスの原因になりかねません。また、回収する係の教員等にとっては回収がストレスの原因になります。

そのように考えれば、ストレスチェックは実施日と時間を決めて、一同に集まっての実施が一番効率的ですが、教職員が100人を超える特別支援学校では実施可能な計画と運用が必要になります。

今後は、ストレスチェックの業者への提出から1ヶ月後に各学校に個人の結果を厳封した判定結果が届きます。高ストレス者と判定さ



れた場合は、校長に申し出て、医師の面接指導を受けることとなります。また、2ヶ月後には学校に集団分析結果が届きますので、各職場の衛生委員会では集団分析結果を基に学校の職場環境改善のための検討を始めることが求められています。

### ストレスチェックを実施して浮かび上がった職場の問題点

ストレスチェックを実施してみると職場の二つの問題が浮かび上がってきました。

一つは職場が日々の学校での仕事で生まれる教職員の不満や思いが聞いてもらえる環境環境になっているかということです。

職員室が、どんなことでも自由にものが言える環境になっていれば、ストレスをため込む教職員も少なくなるはずですが。

調査項目の中にも、自分の思いを上司に、同僚に言えますかという項目がありましたが、言う言わないは別として言い易いと思って

いるかどうかの問題なのだと思います。

自己責任を追及されて、何も言えないと感じている教職員をつくらないように、個人の問題ではなく組織の問題として職場環境を変えていく必要があります。

もう一つは、最近の学校では文書の提出にあたって校長がチェックをして書き直しを命じるという問題があります。文章の校正も誤字脱字の指摘にとどまらず、内容まで踏み込んで書き直しを校長などが命ずるということはストレスや精神疾患の原因にしかありません。

大昔は起案用紙の記述で、「、」ではなく「、」にしるなどと訂正を求める管理職もいましたが、似たような事例はまだ残っています。

また、文書の提出にあたって、数人の主任と呼ばれる教員のチェックが必要というシステムになっている場合、文書作成の本来の目的から外れた結果になります。研修のための文書作成がチェックに合格するための文書作成になってしまいます。

先日、特別支援学校から、新採教員が新採研修にレポートを提出する際、事前に校長のチェックを受けないとレポート提出ができないとの相談が組合に寄せられました。

その先生の話では、レポート提出の半月前に校長への提出期限があって、学校の仕事も重なって勤務時間外に学校に残ってレポートの作成と再提出に取り組んだということです。

ストレスチェックを実施して、メンタル不全による療休者をなくそうという時代の流れに逆行するような職場環境はすぐにも改善されなければなりません。

少なくとも、校長が教員の文書のチェックを行うというような行為は即刻やめるべきです。

これらの問題については、「茨城の教育」でも取り上げ、組合としても管理職や県教委に改善を求めていきますから、各職場での実態を是非お寄せください。

## これって変だよ

県西のある高校の話。幾つかの高校でも学習室当番があって、19時までの勤務があるという場合があります。ところが、今回取り上げる高校では、超過勤務の割り振り変更にあたって、教頭から割り振り変更時間等に指示が出て、当該の教員の希望通りにならないということです。

割り振り変更は超過勤務をした教員の希望する日時が何よりも優先されなければなりません。